

令和 5 年 3 月 22 日
九州管区行政評価局

心身障害者扶養共済制度の現況届における住民票の写しの添付の取扱い －行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた九州管内の県・政令市への参考連絡－

総務省九州管区行政評価局（局長 高田 義久^{たかだ よしひさ}）は、心身障害者扶養共済制度（注 1）の現況届における住民票の写しの添付を省略できないかとの行政相談を受け、民間有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（座長 石森 久広^{いしもり ひさひろ} 西南学院大学副学長・法学部教授）に諮り、その結果を踏まえ、本日、九州管内の 5 県・3 政令市（注 2）に参考連絡を行いました。

（注 1）保護者（加入者）が死亡した場合などに、生前に扶養していた障害者に対して、終身一定額の年金を支給する任意加入の制度で、都道府県・政令市が条例を定め運営するもの

（注 2）佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、北九州市、福岡市及び熊本市

1 経緯【相談内容 2 ページ】

総務省九州管区行政評価局では、心身障害者扶養共済制度の年金受給権者から、年金受給権者現況届（以下「現況届」という。）の提出に当たり、域外居住者は住民票の写しの添付を求められており、外出もままならない障害者にとって、住民票の写しを取得し提出することは負担が大きいと認められ、省略できないかとの行政相談を受付

本件について、民間有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議において検討

2 当局の調査結果【2 ページ】

当局は、九州管内で心身障害者扶養共済制度を運営している 7 県・3 政令市を対象に、現況届提出時における住民票の写しの取扱状況を調査

<調査結果>

- 九州管内における心身障害者扶養共済制度の年金受給権者は、令和 4 年 4 月 1 日現在 5,326 人であり、そのうち 602 人（約 1 割）が域外居住者
- 福岡県及び大分県を除く 5 県・3 政令市において、域外居住者は、生存状況等の確認のため、現況届提出時に住民票の写しの添付が必要

3 現況届提出時に住民票の写しの添付を求めている県・政令市への参考連絡

行政苦情救済推進会議の意見（3 ページ）を踏まえ、適切な年金支給を確保しつつ、障害者である年金受給権者の負担軽減等を図る観点から、現況届提出時における域外居住者に係る住民票の写しの添付を省略することについて検討することが望ましいことを参考連絡



困ったら
一人で悩まず
行政相談

行政相談マスコット
（キクーン）

（本件に関する連絡先）
総務省 九州管区行政評価局
担当：首席行政相談官 福島
行政相談官 佐野
電 話：092-431-7081（代表）

相談内容

私は、父がA県の心身障害者扶養共済制度に加入していたため、父の死後、一月当たり2万円の年金をA県から受給しているが、毎年5月に提出を求められる現況届に併せて、県外居住の年金受給権者ということで、生存確認のためとして、条例施行規則に基づき、住民票の写しの添付を求められている。

一方、県内居住の年金受給権者は、A県が住民基本台帳ネットワークシステム等で情報を把握することが可能であるとし、現況届提出に当たっての住民票の写しの添付は求められていない。

外出もままならない障害者にとって、住民票の写しを取得し提出することは負担が大きく、最近ではコロナ禍でもあり、その負担が増している。

現況届提出時における住民票の写しの添付について、省略することはできないか。

制度の概要

- 心身障害者扶養共済制度は、障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者(加入者)が死亡した場合などに、生前に扶養していた障害者に対して、終身一定額の年金を支給する任意加入の制度。都道府県・政令市が条例を定め運営
- 各都道府県・政令市は、毎年1回(5月頃)に、年金受給権者の現況確認を実施

調査結果

1 九州管内の心身障害者扶養共済制度の年金受給権者数(令和4年4月1日現在)

(単位:人、%)

区分	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
域内居住者	706	487	796	447	325	355	718
域外居住者	35	63	100	30	33	25	82
計	741	550	896	477	358	380	800

区分	北九州市	福岡市	熊本市	県・政令市の合計
域内居住者	386	471	33	4,724 (88.7)
域外居住者	133	87	14	602 (11.3)
計	519	558	47	5,326 (100)

2 心身障害者扶養共済制度の現況届における住民票の写しの取扱状況

(○:添付を求める、-:添付を求めない)

区分	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
域内居住者	-	-	-	-	-	-	-
域外居住者	-	○	○	○	-	○	○

区分	北九州市	福岡市	熊本市
域内居住者	-	-	-
域外居住者	○	○	○

※ 域内居住者については、住民基本台帳ネットワークシステムの活用により住民票の写しの添付の省略化が進んでいる一方で、域外居住者については、住民基本台帳ネットワークシステムによる年金受給権者情報の確認ができないこともあり、住民票の写しの添付の省略化が進んでいない。

行政苦情救済推進会議の意見

- 域外居住の年金受給権者等に対して、何らかの方法で現況届の真正性を確認することは、不正受給防止の観点から十分理解できる。
- 現況届の真正性を確認する方法として、障害者である年金受給権者に住民票の写しの添付を求めることは、障害者の特性を考慮すると過度な負担になるとと思われる。現況届の真正性の確認に係る負担は、その必要性を有する行政側が負うべきではないか。
- 障害者である年金受給権者に過度な負担を求めることなく現況届の真正性を確認する方法としては、例えば、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票の公用請求が考えられる。また、住民基本台帳の本人確認情報を他の都道府県・政令市に提供できるよう、住民基本台帳法関係条例の改正の検討も視野に入れてはどうか。

これらのことを踏まえ、現況届提出時に域外居住の年金受給権者の住民票の写しの添付を求めている県・政令市は、現況届提出時における域外居住者に係る住民票の写しの添付を省略することについて検討することが望ましい。

○行政苦情救済推進会議とは

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情の救済を推進するために設置

- | | | |
|------|--------|-----------------------------|
| (座長) | 石森 久広 | (西南学院大学副学長・法学部教授) |
| (委員) | 久留 百合子 | (株式会社ビスネット代表取締役、消費生活アドバイザー) |
| | 高木 直人 | (公益財団法人九州経済調査協会理事長) |
| | 戸江 千枝 | (税理士) |
| | 三浦 邦俊 | (弁護士) |
| | 西原 眞理子 | (福岡行政相談委員協議会会長) |
| | 久保田 正廣 | (株式会社西日本新聞社論説委員長) |

これまでに行政苦情救済推進会議に付議された事案は、九州管区行政評価局のホームページで紹介しています。



○九州管区行政評価局ホームページ

https://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/soudan_04.html

